

『古事記』中・下巻の敬称

中野謙一

「キーワード ①古事記 ②中・下巻 ③人名 ④敬称 ⑤命」

一

本稿は『古事記』中・下巻の人名を対象に、敬称がどのよう
に使い分けられているのかを考察する。^{注1}ここにいう敬称は、人
名の下に付されて敬意を表す語である。従来、「命」と「王」
との関係などについての言及はあったが、『古事記』中の人名
全体を捉えたものはほとんどないようであるから、^{注2}ここでは人
名に対する敬称を体系的に把握したうえで、個別の敬称の意義
を考えることとしたい。

まず、敬称にはどのようなものがあるかというところからみ
ていこう。中・下巻の人物呼称のうち、人名に敬称とみられる
要素が付された形と人名単独であらわれた形とを併せて人名部
とよぶとすれば、人名部の末尾にあらわれる要素が敬称の候補
となる。複数の人名部に共通する末尾要素を次に挙げてみる
(数字は何通りの人名部の末尾にあらわれるかを示す。同一人

物が異なる形でみえる場合、単純な異表記や末尾以外の一部が
略された形を除き、それぞれを別に数える。ただし、歌謡中の
人名部は除外)。

- a. 命 : 167
- b. 王 : 159
- c. ヒ甲メ甲 (比賣・日賣・毗賣) : 68
- d. 郎女 : 58
- e. 天皇 : 14
- f. 宿禰 : 13
- g. ヒ甲コ甲 (日子・比古・毗古) : 9
- h. 臣 : 7
- i. 連 (大連を含む) : 5
- j. 子 : 4
- k. ト甲ベ甲 (刀弁・戸弁) : 4
- l. 建 : 4
- m. 郎子 : 4
- n. ワ甲ケ乙 (和氣・別) : 3
- o. ト甲メ甲 (戸賣・斗賣) : 3
- p. 御子 : 3
- q. 大臣 : 3
- r. 太子 : 3
- s. 宇迦斯
- t. 師木 : 2
- u. 伊呂杼 : 2
- v. ミ甲 (美・見) : 2
- w. 垂根 : 2
- x. 意富美 : 2
- y. 吉師 : 2
- z. 王子 : 2

どこまでを一要素とみなすべきか、厳密には判断しがたいもの
も含まれるが、敬称でないことの明らかな s・t を除く二四種^{注5}

について検討したい。

二

敬称の候補となる要素には、その下に別の要素をとりうるものと、そうでないものがある。c・f・g・l・nは前者で、次のように末尾とならず、「命」や「王」などの下接する例がある。

- c 富登多々良伊湏湏岐比賣命(神武記)・糠代比賣王(敏達記)
- f 建内宿祢命(仲哀記)・志夫美宿祢王(開化記)
- g 神倭伊波礼毗古命(神武記)・沙本毗古王(開化記)
- l 倭建命(景行記)・若建王(同上)
- n 日子刺肩別命(孝靈記)・朝廷別王(開化記)

これらは元来なんらかの称号であつたらしいから、右の例は敬称が重なつた形のものである。しかし、『古事記』においてみるかぎり、c以下は人名本体の一部分を構成する要素であると考えられる。少なくとも、末尾にしかあらわれないものとは区別されてよい。

右の五つと同様に、他の要素が下接しうるものがいくつかある。jは「賢持之子」(神武記)・「石押分之子」(同上)・「丸迹臣口子」(仁徳記)・「引田部赤猪子」(雄略記)で、神武記の二例は国神の自称であるが人名部に含めた。「——之子」の形がみえることは「子」の敬称的な性格をうかがわせる。しかし、「子」に「命」が下接した例はないものの、「丸迹臣口子」は

「口子臣」とも記され、また「目子郎女」(継体記)のように「郎女」が付された形もみえる。uのイロドは同母弟妹を意味するが、「蠅伊呂杼」(安寧記)・「湏賣伊呂杼」(欽明記)はともに皇族であるから、称号的なものと考えられなくもないが、対義語イロネに「命」が付された「常根津日子伊呂泥命」(安寧記)の例がある。vのミは靈威を表すとされ、「岐比佐都美」(垂仁記)・「前津見」(心神記)はともに連体助詞ツを介した形になっている。「和知都美命」(安寧記)や「大綿津見神」(上巻)といった例がある。wは「建忍山垂根」(成務記)・「嶋垂根」(心神記)で、垂根は足尼(スクネ)の転写間に生じたものと考えられるが、「大箇木垂根王」(開化記)などがみえる。これらはいずれも末尾以外の要素たりうるもので、敬称から除かれる。

さらに、h・i・x・yといった姓かほの類もここで除いておく。「吉備臣建日子」(景行記)・「丸迹臣口子」(仁徳記)・「山部連小楯」(清寧記)のように、「臣」や「連」は末尾だけでなく氏と名の間にもあらわれるからである。ただし、「丸迹之許基登臣」(反正記)・「山部大楯連」(仁徳記)のように名の下にくる場合、姓は明らかに敬称の機能をもつ。出身氏族により固定された特殊な敬称といえるが、以下の考察では姓の類を対象外とする。

残るものは人名部の末尾にしかあらわれないが、そのうちk・oについては、『古事記』における敬称と考える必要はないだろう。トメ・トベは地名についてその地方の首長を表すも

ので、「宇沙都比古」(神武記)などのヒコと同様に扱ってよい。^{注11}

三

以上により、敬称の候補は a・b・d・e・m・p・q・r・z の九種に絞られた。次に、人名部の末尾のみが変化する例をみよう。

a—b—e—z 大長谷命(允恭記)——大長谷王(安康

記)——大長谷天皇(顕宗記)——大長谷王子

(安康記)

a—d 手白髪命(武烈記)——手白髪郎女(仁賢記)

a—p—z 穴穗命(允恭記)——穴穗御子(安康記)

——穴穗王子(允恭記)

a—q—無 建内宿祢命(仲哀記)——建内宿祢大臣(同

上)——建内宿祢(孝元記)

a—r 白髪命(雄略記)——白髪太子(同上)

b—d 飯豊王(清寧記)——飯豊郎女(履中記)

b—r 木梨之輕王(允恭記)——木梨之輕太子(同上)

b—無 建豊波豆羅和氣王(開化記)——建豊波豆羅和氣

(同上)

p—無 倭建御子(景行記)——倭建(同上)

これらの要素は、mを除き、「命」を中心として互いに交替する関係にあることがわかる。このことから、「郎女」と対になる「郎子」も含めた九種について、一応同次元の敬称と認めてよいだろう。『古事記』中・下巻の人名においては、敬称

「命」・「王」・「郎女」・「天皇」・「郎子」・「御子」・「大臣」・「太子」・「王子」と無敬称とが使い分けられていることになる。

さて、このうち最も重要と思われるものが「命」であるが、先に他の敬称についてそれぞれの意義を考えておきたい。

1. 王

「王」の意義については矢嶋泉氏が詳しく論じられており、^{注12}ここでは確認にとどめておく。「王」は次のように敬称以外にも用いられるが、一貫して皇族の身分を有する者を表す。^{注13}

次師木津日子命之子、二王坐。……一子、和知都美命者、坐淡道之御井宮。故、此王有二女。(安康記)

右の例で、皇孫である「和知都美命」が「此王」とおきかえられているように、「王」の語は皇族の者を意味する。「王」は人名に付されると敬称になるが、さらにその者を皇族と表示する機能をもつ称号であるといえる。

他の敬称との関係をみると、「命」・「郎女」・「天皇」・「太子」・「王子」との間で交替する例があるが、「命」以外との関係については後述する。無敬称との交替は「建豊波豆羅和氣」(開化記)の例のみで、これは脱字と考えてよいだろう。^{注14}さて、敬称が「王」とも「命」ともなる人名は一七ある。それらすべてをここで説明することはできないが、^{注15}皇位継承資格の有無に関わる変化とみられる場合が少なくない。たとえば意祁・袁祁兄弟の場合、初出の安康記に「王」とあったものが、清寧記・顕宗記では「命」になっているが、これは「市邊王之王子等」という皇族の一員にすぎなかったものが、皇位継承予定者に浮

上したための変化と解される。

2. 郎子・郎女^{注6}

『古事記』における「郎子」・「郎女」は、「王」などと異なり、敬称専用の語である。「此郎女」のように用いられることはない。

「郎子」は次の四名で、「——大郎子」か「——和紀郎子」の形でしかあらわれない。

宇遲能和紀郎子（応神記）

大郎子、亦名意富々杼王（応神記若野毛・二俣王系譜）

波多毗能大郎子、亦名大日下王（仁徳記）

大郎子（継体記）

このうち応神記の「大郎子」は皇孫、他の三名は皇子である。「宇遲能和紀郎子」は〈説話〉にもその名でみえるが、他の三名は初出箇所（〈系譜部〉^{注7}）のみが「郎子」で、下文にあらわれない場合はすべて「亦名」になっている。

一方「郎女」は、皇女が四五名、氏族出身の後妃が一名、皇女を除く皇族出身の後妃が一名で、その他の二名も「丹波之河上之摩湏郎女」（開化記、皇孫「美知能宇志王」の妃で垂仁后「比婆湏比賣命」の母）・「藤原之琴節郎女」（応神記、皇子「若野毛」・「俣王」の女で允恭后「忍坂之大中津比賣命」の妹）という二名で皇女・后妃に準ずる者と考えてよいだろう。『古事記』において、「郎女」は皇女・后妃およびそれに準ずる者に限って用いられている。

「郎女」と他の敬称との関係では、「命」・「王」との交替例が

みられる。

輕大郎女、亦名衣通郎女。【御名所以負衣通王者、其身之光自衣通

出也。】（允恭記）

右の人物の場合、初出箇所の〈系譜部〉では「輕大郎女」、亦名「衣通郎女」とされながら、亦名についての説明注では「衣通王」と敬称が変更されているのである。〈説話〉では「輕大郎女」か「衣通王」で、「衣通郎女」はみえない。

次妹青海郎女、亦名飯豊郎女。（履中記）

於是、問日繼所知之王、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐葛城忍海之高木角刺宮也。（清寧記）

右の人物も、初出箇所の〈系譜部〉では「青海郎女」、亦名「飯豊郎女」であったが、清寧記の皇位繼承次第の記述では「忍海郎女」、亦名「飯豊王」となり、その後の〈説話〉でも「飯豊王」である。さらに、継体記の〈系譜部〉にみえる「佐宜郎女」も、〈説明部〉では「佐々宜王」となっている。これらを見るかぎり、〈系譜部〉に「郎女」とあったものは、〈説明部〉や〈説話〉などでは「王」に変更されているといつてよさそうである。

ただし、「郎女」の敬称のまま〈系譜部〉以外にもみえる人物もある。右の「忍海郎女」の例は系譜的記述であったから除くとすれば、「八田若郎女」・「輕大郎女」・「長田大郎女」の三名である。允恭の皇女には「——大郎女」が三名もあって、「大郎女」は必ずしも長女を示すとは限らないのであるが、「大」・「若」は何らかの長幼関係を表示するものと考えてよい

だろう。そのような「——大郎女」・「——若郎女」を、単に「——王」とおきかえれば「大」・「若」のもつ意味が失われてしまいうし、「——大王」・「——若王」などとするのもおちつかなかったのではないか。この三名や「宇遲能和紀郎子」が〈系譜部〉以外にもみえるのは、「郎子」・「郎女」を外す適当な方法がなかったためと思われる。

また、「——大郎女」・「——若郎女」や「——大郎子」でも、仁徳記〈系譜部〉の「波多毗能若郎女、亦名長目比賣命、亦名若日下部命」は、〈説明部〉以下では「若日下部王」あるいは「若日下王」とされており、「郎女」は避けられている。この点は先にみた「大郎子、亦名意富々杼王」と「波多毗能大郎子、亦名大日下王」も同様であった。ところが、〈系譜部〉以外にもあらわれる「八田若郎女」・「軽大郎女」・「長田大郎女」・「宇遲能和紀郎子」の四名のうち、「軽大郎女」だけは亦名「衣通郎女」がありながら、次の箇所では「衣通王」とされていない。

天皇崩之後、定木梨之輕太子、所知日繼未即位之間、姦其伊呂妹輕大郎女而、(允恭記)

右の文脈では、「木梨之輕太子」の同母妹にふさわしい「軽大郎女」の名が「衣通王」とするよりも効果的であったといえる。このように特別な事情がないかぎり、「郎子」・「郎女」の使用は極力避けられたのではないか。〈系譜部〉では原資料の制約により「郎女」が残されたのだろうが、〈系譜部〉のなかの説明注で「郎女」が「王」に改められていたことから、そのような方針がうかがわれる。

では、なぜ「郎子」・「郎女」の敬称が避けられたのかを考えておこう。『古事記』において、「郎子」は皇子と皇孫に、「郎女」は皇女・后妃およびそれに準ずる者にみえる。それらはおよそ天皇の近親者に対する敬称と捉えられるだろう。^{注18}しかし、皇族と非皇族との識別が『古事記』にとって重要な問題だったとすれば、^{注19}氏族出身者に対しても用いられる敬称は、少なくともその問題の解決においてまったく無力だったことになる。

また、『古事記』の成立当時、「郎子」・「郎女」は皇族に対して不適切な敬称であったと考えられる。継体記までの「郎子」・「郎女」には皇子女が多いが、その後は皇女が「春日山田郎女」(欽明記)と「湊加志呂古郎女」(用明記)の二名、他に后妃が三名である。『日本書紀』のイラツコ(郎子・郎・郎君)・イラツメ(郎姫・娘・娘子)もほぼ同様で、安閑紀以降では「坂田耳子郎君」・「上宮大娘姫王」^{注20}のみが皇族である。イラツメは『古事記』成立以前の時点で、すでに皇女には用いられなくなり、氏族出身の後妃から后妃以外にも広がっていたらしい。「郎女」・「郎子」は「王」にない性別表示の機能を有するとはいえず、皇族に相応の敬意を表すこともできなくなっていたとすれば、『古事記』がその使用を避けたのも当然といえる。「郎女」と「命」との間では、仁賢記の〈系譜部〉に「手白髮郎女」とあったものが次のように変化している例がある。

天皇既崩、無可知日續之王。故、品太天皇五世之孫、袁本杼命、自近淡海國、令上坐而、合於手白髮命、授奉天下也。

(武烈記)

又娶意富祁天皇之御子、手白髮命、【是大后】生御子、天國押波流岐廣庭命。【波流岐三字以音】一柱（繼体記）

仁賢皇女の一人にすぎなかった者が、傍系の継体の即位に重要な役割を果たし、その大后として皇位を伝える皇子を生む。「王」とならず「命」となっているのは、「王」から「命」に変化する場合と同様、皇位継承に関わる特殊な資格を有する者として扱われたからだろう。

3. 天皇

『古事記』中・下巻は天皇三代の治世史となっているが、そのうち〈御名十天皇〉の形が存在するのは一四名・二六例である。敬称としての「天皇」がその地位を表していることはいうまでもない。

さて、前代から当代までの天皇記における天皇の呼称の推移には、おおよそ次のような定型がみとれる。

① 大倭根日子子國玖琉命。……故、② 大倭根日子子國玖琉命者、治天下也。（孝靈記）

③ 大倭根日子子國玖琉命、坐輕之塚原宮治天下也。④ 此天皇、娶穗積臣等之祖、内色許男命妹、内色許賣命、生御子、……⑤ 此天皇之御子等、并五柱。……⑥ 此天皇御年、伍拾

歳。御陵在劔池之中崗上也。（孝元記）

①前代の〈系譜部〉と②それに続く〈説明部〉、さらに③当代の冒頭記述では、「大倭根日子子國玖琉命」のように〈御名十天皇〉で表される。その後は④〈系譜部〉以下、⑥「御年」（皇

年）。「御陵」の記事に至るまで「（此）天皇」である。したがって、〈御名十天皇〉の形ではあらわれない天皇が多いのも当然で、『古事記』において「天皇」が敬称として用いられるのはむしろ例外的といえる。

各代を通じてみると、①・②は例外なく〈御名十天皇〉となっているが、③の敬称に「命」ではなく「天皇」が用いられる場合がある。^{注23}中巻の「大帯日子子淤斯呂和氣天皇」（景行記）・「若帶日子子天皇」（成務記）・「帶中日子子天皇」（仲哀記）、下巻の「天國押波流岐廣庭天皇」（欽明記）・「長谷部若雀天皇」（崇峻記）、計五例である。

①・②・③以外は「（此）天皇」とあれば十分で、天皇の名が記される必要はなかったわけだが、何らかの事情により天皇の名が明記されることがある。その場合、敬称は必ず「天皇」、つまり〈御名十天皇〉の形となっている。^{注24}

④は③の直後だから、各代とも「（此）天皇」である。⑤皇子子女総数の記述では、次の二例にかぎり天皇の名が記されている。

凡、此大帯日子子天皇之御子等、所録廿一王、不入記五十九

王、并八十五王之中、（景行記）

凡此大雀天皇之御子等、并六王。【男王五柱、女王二柱。】（仁徳記）

後者では、直前に「又娶庶妹八田若郎女。又娶庶妹宇遲能若郎女。此之二柱、無御子也」という記述があることに注意したい。皇子子女総数の記述を伴った〈系譜部〉が子の無い后妃を記載し

た例はここ以外にない。「此之ニ柱、無御子也」の記述をはさむことで皇子女名から総数記述への連絡がやや不自然になったため、ここで天皇の名を再確認したものと解される。とすれば前者でも、直前の記述が影響しているのかもしれない。「又娶倭建命之曾孫、名須賣伊呂大日子王之女、訶具漏比賣、生御子、大枝王」の後に「此天皇」とあったならば、「倭建命」のことと誤読される可能性があったのではないか。^{注58}

⑥で天皇の名が記されているものに、「神倭伊波礼毗古天皇」(神武記)・「大帯日子天皇」(景行記)・「帶中津日子天皇」(仲哀記)・「品隋天皇」(心神記)の四例がある。これらの前には、それぞれ皇子たちを主役とした〈説話〉が存在する。単に「天皇」では次代天皇となる皇子のことと誤解される可能性があったため、その名を明記したのだと考えられる。

残された例は、いずれも定型にあてはまらない記述にあらわれる。まず、ある天皇の系譜にそれ以前の天皇の名がみえる場合がある。

天皇、娶大長谷若建天皇之御子、春日大郎女、生御子、
……。(仁賢記)

このような場合、人物を特定するために名を記す必要があることはいままでもない。同様の例として、「伊玖米天皇」(景行記倭建命系譜)・「意富祁天皇」(継体記)・「意祁天皇」(宣化記)・「檜垣天皇」(欽明記)がある。また、

故、大帯日子天皇、娶此迦真漏比賣命、生子、大江王。一
柱(景行記)

という記述は倭建命系譜の〈説明部〉とみなされるが、やはり同様に考えてよい。

次沙本毗賣命、亦名佐波遲比賣。【此沙本毗賣命者、為伊久米天皇之后】(開化記)

右の説明注は、逆に後代の天皇が出てくる点で異例といえるが、「伊久米」が記されなければ意味をなさない。

系譜以外の部分にも以前の天皇の名が出される場合がある。

所治賜天下、伊耶本和氣、天皇之御子、市邊之、押齒王之、
奴末。(清寧記)

右は王子の名乗りの詞であり、父祖の名を明かすところに意味がある。顕宗記の〈説話〉に三度あらわれる「大長谷天皇」も、文脈上欠かせない名である。武烈記にみえる「品太天皇」の名も、皇位を継承する継体の系譜なかで不可欠なものといえる。

あとの三例も、それぞれ個別の事情によるものと考えられる。故、稱其御世、謂所知初國之御真木天皇也。(崇神記)

この文では、「謂」の前に「号其御真木天皇」といった句が略されており、その部分を下の「御真木天皇」が補っていると考えられよう。

吾者坐纏向之日代宮、所知大八嶋國、大帯日子淤斯呂和氣天皇之御子、名倭男眞那王者也。(景行記)

小確命の名乗りであるから、「大帯日子淤斯呂和氣天皇」を要する。

又、此品隋天皇之御子、若野毛一俣王、取其母弟、……。(心神記)

応神記の〈説明部〉は、「此中、大雀命者、治天下也」の後に説話群がはさまれ、皇子女以下の系譜の位置が異例になっている。そのため、皇子等について「此品侖天皇之御子」と再確認しなければならなかったのである。

敬称としての「天皇」は、冒頭記述を除き、定型の箇所以外で何らかの事情により天皇の名を要するような文脈において用いられていることがわかる。

4. 御子

「此天皇、娶——、生御子、——」のように、天皇の子女は〈系譜部〉において、敬称に関わらず「御子」と表現されるのが原則である。しかし、敬称として「御子」が用いられているのは三名・五例にすぎない。三名にはそれぞれ「命」の敬称であらわれる箇所がある。そのうち「穴穗御子」は、次のように三例みえる。

是以、百官及天下人等、背軽太子而、歸^①穴穗御子。尒、軽太子畏而、逃入大前小前宿祢大臣之家而、備作兵器。

【尒時所作矢者、銅其箭之内。故、号其矢謂輕箭也。】穴穗王子亦作兵器。【此王子所作之矢者、即今時之矢者也。是謂穴穗箭也。】於是、

② 穴穗御子、與軍圍大前小前宿祢之家。(允恭記)

③ 穴穗御子、坐石上之穴穗宮、治天下也。(安康記)

まず、③冒頭記述の例については、「天皇としての資格の欠如を敬称によって示したものと理解される。とすれば他の二例も、「軽太子」との関係によるのではなく、「天皇としての資格の欠如」あるいは人格上の欠陥を示したものと考えた方がよい

だろう。群臣が帰した人物が皇位継承者としてふさわしくなかったことを示したのが①(結局、允恭皇子の世代で天意に適ったのは雄略だけであった)、同母兄に戦をしかけるという不道徳に対する非難を表したのが②となる。

では、なぜ「御子」がそのような欠格を示す敬称となりえたのか。「命」は別にして、「王」や「王子」ではなく「御子」が用いられたのは、「王」字が皇族表示の機能をもつためではないだろうか。つまり、天皇の子であっても王家の一員とは認定せず、「御子」という統柄にすぎない敬称を用いたということが考えられるのである。

残る二例はいずれも会話文中にみえ、しかも名付けの発言とということが共通する。

(沙本毗賣命) 答曰、「今當火燒稻城之時而、火中所生。故、其御名宜稱本牟智和氣御子。」(垂仁記)

尒、其熊曾建白、「……是以、吾獻御名。自今以後、應稱倭建御子。」(景行記)

これらの場合、人格を問題にしているのではないだろう。「本牟智和氣」の名は他に垂仁記の〈系譜部〉に「品牟都和氣命」とみえるのみだが、「倭建」は他に一三回、「小碓」や「倭男具那」を加えるとその名は二〇回あらわれる(ほぼ「命」か「王」の敬称をもつ)。もし人格を問うのだとすれば、右以外にも「御子」の敬称を用いるのではないか。それよりも、両名のも「御子」が名付けの発言のなかにあるという事情を考慮すべきだろう。これらの敬称によって、名付ける相手に対する発話者

の認識が示されているとすれば、沙本毗賣命にとつては本牟智和氣が垂仁の「御子」であることが重要であり、熊曾建は自分を倒した勇者が実に倭の天皇の「御子」であったと感歎している、と理解されるだろう。

5. 大臣

成務記に「建内宿祢為大臣^{注29}」とあるのをうけて、仲哀記・応神記で「建内宿祢大臣」の形があらわれるから、「大臣」はその地位による敬称と考えられる。

なお、建内宿祢は「命」を付される場合もある。「——大臣」の文脈が「沙庭」や天皇への取り次ぎといった臣下としての行動であるのに対し、「——命」の文脈では太子の引率（仲哀記）や造池（応神記）のように通常の臣下を超える役割を担っている。「大臣」と「命」との交替についてはそのような理解が可能だろう。

「大臣」の敬称を付された名としては、他に「大前小前宿祢大臣」（允恭記）・「宗賀之稻目宿祢大臣」（欽明記、用明記に「稻目大臣」^{注30}）の二名がみえる。稲目は〈系譜部〉に后妃の父として挙げられるのみであるから、ここでは「大前小前宿祢大臣」のみにふれておく。

大前小前宿祢が「大臣」の敬称を付されているのは、初見の「軽太子畏而、逃入大前小前宿祢大臣之家」という一箇所であり、以下は無敬称になっている。「大臣」とされたところでは、軽太子が頼みとした人物の地位を示す文脈上の必要があったと考えられる。以下で「大臣」が外されているのは、「大前小前

宿祢」が軽太子を裏切るような大臣にふさわしからぬ人物であったということか、あるいは「百官及天下人等」に反して軽太子に与したため「大臣」の資格を失ったことということか、どちらかを示しているのだろう。

6. 太子

「太子」という地位にもとづく敬称である。「太子」が付されているのは、「木梨之軽太子」（允恭記）・「白髪太子」（雄略記）・「忍坂 日子人太子」（敏達記）の三名である。このうち実際に即位する「白髪太子」だけは「命」の敬称であらわれる箇所がある。

「軽太子」は、允恭崩後の皇位継承をめぐる〈説話〉においては文脈上の必要性が認められる。ただし、御名代制定の記述に「木梨之軽太子」・「白髪太子」とみえることについては、「太子伊耶本和氣命」（仁徳記）という形との差異を考えなければならぬが、前者は「命」の敬称を付された例がないこと、後者は「古事記」に記載された雄略唯一の皇子で「太子」の地位が自明であったことにより、一応説明がつく。「忍坂日子人太子」というのは〈系譜部〉における敬称として異例であるが、「坐岡本宮治天下之天皇」の父であることに関わりとみて誤りない。

7. 王子

「王子」の敬称が付されているのは、「穴穂王子」（允恭記）・「大長谷王子」（安康記）の二名・五例である。「穴穂王子」のみえる箇所は、その前後に「穴穂御子」とある箇所と一連の文

脈に位置するようであり、そこだけが「王子」となっている理由は不明とせざるをえない。即位前の雄略が「大長谷王子」とも「大長谷王」ともされることについても説明しがたい。

そこで、単に「王子」といいかえられることのある人物を挙げていくと、「宇遲能和紀郎子」（応神記）・「水齒別命」（履中記）・「穴穗王子」（允恭記分注）・「目弱王」（安康記）・「市邊忍齒王」（同上）・「意祁王」（同上）・「袁祁王」（同上）の七名となる。「市邊王之子等、意祁王・袁祁王二柱」という記述に着目すれば、「御子」が原則として天皇の子を指すのに対して、「王子」は天皇以外の皇族の子を指す場合があることがわかる（目弱王もこれに該当する）。また、皇族同士が相対する際に年少者の方を指して用いられたとみられる場合もある（大山守命に対する宇遲能和紀郎子、墨江中王に対する水齒別命）。しかし、敬称の例である「穴穗王子」と「大長谷王子」はともに天皇の子で、年少者とみなしても「御子」あるいは「王」と混用される理由は明らかにならない。

四

以上にみたところから、『古事記』の人名に付された敬称について次のようにいえるだろう。

まず、皇族に対する敬称としては、皇族身分を表示する意義をもつ「王」があり、文脈上の必要に応じて「天皇」・「御子」・「太子」・「王子」が用いられることもある（ただし、「王子」の使用基準は不明）。「命」あるいは「郎子」・「郎女」を付

された皇族名も多いが、「郎子」・「郎女」の〈系譜部〉以外での使用は避けられているらしい。

一方、臣下に対する敬称としては「大臣」があるが、当然大臣の職にある者に限られる。「命」あるいは「郎女」を付された臣下の名もみえるが、大多数は無敬称である。

ここで、あらためて「命」の意義を考えてみたい。敬称のうち、「王」・「天皇」・「御子」・「太子」・「王子」・「大臣」が特定の地位や身分を意味する語であるのに対し、「命」と「郎女」はそのような語ではない。別の敬称に替わる傾向のある「郎女」が除かれるとすれば、使い分けられる敬称のなかで「命」のみが特異なものであったことになる。

『古事記』において「命」の語は、人物呼称以外に神や天皇の言葉あるいは命令の意味で使われている。本来地位や身分を表すものではないから、「命」は「王」のように皇族に限定されず、上巻の「伊耶那岐命」・「伊耶那美命」のような神、あるいは「意富多々泥古命」（崇神記）や「建振熊命」（仲哀記）のような臣下にも用いられるのである。したがって、皇族の者が「命」とされる文脈において、その人物は皇族身分の標識をもたないことになるから、「命」はそれよりも重要な意義を担う敬称であると考えなければならぬ。その意義とは、『古事記』の主題である国家形成や皇位継承に関わる資格を示すことであろう。

1 注

『古事記』本文は原則として西宮一民氏『古事記 修訂版』（おうふう、二〇〇〇年一月）によるが、校訂に問題のある箇所については真福寺本の本文を採用。

2 ただし、川副武胤氏『古事記』（至文堂、一九六六年八月、第二章。『古事記の研究 改訂増補版』（至文堂、一九八一年四月）第二章所収）では、男子の「命」——「王」——称号なし、女子の「命」——「郎女」——「王」——称号なし、という「身分体系」を示すものと説明されている。しかし、それでは臣下の「命」について解釈がたいように、厳密な把握とはいいがたい。

3 継体記の「物部荒甲之大連」のみである。『古事記』の「大連」は職名として意識されている可能性があるが、「大連」という職位の実在は否定されている（倉本一宏氏「氏族合議制の成立——『オホマヘツキミマヘツキミ』制——」〈ヒストリア〉一三一、一九九一年六月）。『日本古代国家成立期の政権構造』（吉川弘文館、一九九七年一月）第一部第一章所収。ここでは「連」に美称「大」を冠したものとみて、「連」と併せて扱っておく。

4 いずれも景行記にみえる「熊曾建」・「弟建」・「出雲建」・「倭建」を数えたが、「熊曾建」が「兄弟二人」であるように、固有の人名とはいいがたいものも含まれている。なお、倭建命は一箇所だけ諸本に「倭建」となっている箇所があって、「命」を補うものが多い。ただし、

出雲建を騙し討ちにするという文脈との関係が考えられなくもない。

5 「宇迦斯」と「師木」は、いずれも神武記に「兄——」・「弟——」の形でみえる。

6 「——ヒメ王」は「寶王」の亦名とされたこの一例のみである。ヒメに「命」以外の要素が下接した例としても、ほかに「赤比賣郎女」（継体記）がみえるのみである（ただし、応神記の分注に「阿加流比賣神」があり、上巻の神名に「——ヒメ神」は多い）。「——ヒメ命」が六四例を数えることからすれば、「——ヒメ王」や「——ヒメ郎女」というのは人物呼称としてやや不自然に感じられたのではないかと思われる。なお、『続日本紀』にみえる「石川朝臣大甕比売」（神龜元年七月庚午条）が『日本書紀』では「大甕娘」（天武二年二月癸未条）と記されている例がある。

7 この形は応神記・仁徳記にもみえる。以下、同様の場合には初出箇所のみを示す。

8 敏達記の「春日中若子」は、「若子」が年少者を意味する一要素であるとして除いた。また用明記に「當麻之倉首比呂之女、飯之子王」とあるが、真福寺本以外の諸本に「飯女之子」とあって「王」は衍字と考えられる。ただし、ここでは「——子」にも「——王」にも含めなかった。

9 姓は令制下においても敬称の性格を留めており、官人の

呼び方として「先名後姓」と「先姓後名」、あるいは「去姓称名」などを位階や場面により使い分けるべきことが定められている(公式令授位任官条)。『古事記』にも、たとえば仁徳記の「丸迹臣|口子」は天皇が使者として派遣する箇所に見えるが、以後はすべて「口子臣」と記されており、清寧記に「山部連小楯、任針間國之宰時……」とあった者が、下文で「小楯連」となっているような例がある。これらは文脈に応じて書き分けられたものとみることできる。

10 xは「丸迹之比布礼能意富美」(応神記)・「都夫良意富美」(安康記)で、オホミは一応オホオミの約音と考えられる。しかし、後者は「都夫良意美」とされた箇所もあり、その事情は明らかではないが、仁賢の名が「意祁」とも「意富祁」とも記されることからすれば、オホミはオミに通ずるのかもしれない。いずれにせよ、「大臣」や「臣」と表記されたものとは区別されてよい。yは応神記の「阿知吉師」・「和迹吉師」で、キシは首長を意味する古代朝鮮語から渡来系氏族の姓となったらしい。他に「阿多之小椅君」(神武記)、「阿知直」(履中記)の例がみえる。

11 新編日本古典文学全集『日本書紀①』(小学館、一九九四年四月)、二〇二頁頭注参照。

12 『古事記』の「王」(『青山学院大学文学部紀要』三四、一九九三年一月)。

13 ただし、応神記の「百濟國主照古王」・「新羅國王」は例外となる。

14 注1書など。ただし、無敬称の皇子女名としては「倭飛羽矢若屋比賣」(孝靈記)の例もある。

15 注23に述べる冒頭記述の例などがある。

16 『日本書紀』には「菟道稚郎子皇子」(応神二年三月壬子条)・「菟道稚郎姬皇女」(同上)・「名形大娘皇女」(允恭二年二月己酉条)・「大郎皇子」(継体元年三月癸酉条)らがあり、その下に他の要素を伴うことのない『古事記』とは事情が異なっている。

17 <系譜部>・<説明部>の用語は久田泉氏『古事記』氏族系譜記載の方法』(『国語と国文学』五八一四、一九八一年四月)による。ただし、若野毛「保王系譜のような皇子以下の系譜は<説明部>とされるが、ここでは系譜記述の類似性により<系譜部>と扱っておく。

18 田中嗣人氏は、「天皇号成立以前に、大王号と共に用いられた大王の子女を呼ぶ敬称はイラツコ・イラツメであったのではなからうか」とされる(『郎姫考』)『元興寺研究月報』五六、一九七二年六月)、『覚書』『郎姫』新考』(『同志社大学博物館学年報』六、一九七五年五月)。引用は「新考」による。しかし、本稿で確認したように『古事記』の「郎女」は皇女・后妃とそれに準ずる者であり、推古朝の天皇号成立が前提とされている点などでも容易に従いがたい。

- 19 矢嶋氏注12論文。
- 20 欽明三十二年三月壬子条。敏達十四年三月条に「坂田耳子王」とある。
- 21 皇極元年是歳条。聖徳太子の女とされる。
- 22 『萬葉集』に「石川郎女」(2—1六題)などの例がみえる。冒頭記述の敬称としては他に「王」・「御子」も用いられているが、そのような使い分けの意味するところは解明されていない。既往の論考では、藤原照等氏「古事記の敬称『命』——中巻と下巻の用法——」(土井先生頌寿記念論文集刊行会編『國語史への道』△三省堂、一九八一年六月)がこの問題を扱うが、中・下巻を一貫して捉えようとするものではなく、個別的な説明にも従いたい点が少なくない。また、志水義夫氏「古事記」下巻卷末系譜の考察」(『古事記年報』三九、一九九七年一月)は系譜の段階的形成の結果と推測するが、文脈的解釈を試みる余地があるうと思われる。
- 23 ただし、真福寺本のみを下巻の天皇の統柄として「伊弉本別王御子市邊忍齒王御子」(頭宗記)・「袁祁王兄」(仁賢記)・「品太王五世孫」(継体記)といったものがみえるが、統柄の記述自体が後世の添加と判断されるため除いてある(吉井巖氏「作品としての古事記中・下巻の構造」『萬葉』一三八、一九九一年三月)。「天皇の系譜と神話三」(塙書房、一九九二年一〇月)三所収)。
- 24 記紀において倭建命は天皇とされていないが、『常陸国
- 25
- 26 風土記』に「倭武天皇」とみえることが想起される。矢嶋氏注12論文。
- 27 ②の後には「於伊呂兄王、无及兵。若及兵者、必人咲」という大前小前宿祢の発言がある。
- 28 矢嶋氏注12論文は「本牟智和氣御子」の啞、「倭建御子」の粗暴さを挙げている。
- 29 賀茂真淵以来の諸注が官制上の大臣とは異なるものとしているが、大臣という職位の起源を示す記述とも考えられる。
- 30 ただし、注1書などは卜部家系統本により「宿祢」を補っている。
(なかの・けんいち 博士後期課程)